

財務諸表等（民間会計基準準拠）

海外経済協力勘定

1. 財務諸表の作成方法について

当行の財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した財務諸表）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠して作成しております。

なお、本財務諸表は、国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第41条に定める海外経済協力業務にかかる財務諸表であります。

2. 監査証明について

当行は、第2期（平成12年4月1日から平成13年3月31日まで）の海外経済協力勘定の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、財務諸表の直前に掲げております。

3. 連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため連結財務諸表は作成しておりません。

監 査 報 告 書

平成13年9月27日

国際協力銀行

総 裁 篠 沢 恭 助 殿

中央青山監



代表社員 公認会計士
関与社員

細野康弘



代表社員 公認会計士
関与社員

藤井泰博



関与社員 公認会計士

佐々木貴司



当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、「経理の状況」のうち「財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、海外経済協力勘定貸借対照表、海外経済協力勘定損益計算書、海外経済協力勘定キャッシュ・フロー計算書、海外経済協力勘定損失処理計算書及び海外経済協力勘定附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、国際協力銀行における海外経済協力勘定の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成13年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

財務諸表等

(1)財務諸表

海外経済協力勘定貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	第2期末 (平成13年3月31日)	
		金 額	構 成 比 (%)
現 金 預 け 金		67,225	0.63
現 預 け		6	
		67,218	
有 価 証 券		122,671	1.15
株 式 証 券		121,994	
そ の 他 の 証 券		677	
貸 出 金	1,2,3,4,5,6,8	10,717,411	100.30
証 書 貸 付		10,717,411	
そ の 他 の 資 産		103,194	0.97
前 払 費 用		135	
未 収 収 入		100,636	
そ の 他 の 資 産		2,423	
動 産 不 動 産	9	7,934	0.07
土 地 建 物 動 産		7,308	
建 設 仮 払 金		155	
保 証 金 権 利		470	
債 券 繰 延 資 産		27	0.00
債 券 発 行 差 金		27	
貸 倒 引 当 金		331,001	3.10
投 資 損 失 引 当 金		1,721	0.02
資 産 の 部 合 計		10,685,743	100.00

(負債及び資本の部)

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	第2期末 (平成13年3月31日)	
		金 額	構 成 比 (%)
債 券 発 行 高		25,000	0.23
借 入 金		25,000	
借 入 金		4,783,312	44.76
借 入 金		4,783,312	
そ の 他 の 負 債		18,859	0.18
未 払 費 用		17,827	
そ の 他 の 負 債		1,031	
退 職 給 付 引 当 金		5,902	0.06
負 債 の 部 合 計		4,833,073	45.23
資 本 金		6,000,744	56.16
海 外 経 済 協 力 勘 定 資 本 金		6,000,744	
そ の 他 の 剰 余 金	10	148,074	1.39
海 外 経 済 協 力 勘 定 積 立 金		125,602	
当 期 未 処 理 損 失		273,676	
資 本 の 部 合 計		5,852,670	54.77
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計		10,685,743	100.00

海外経済協力勘定損益計算書

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第2期 自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日	
	金 額	百分比 (%)
経常収益	275,767	100.00
資金運用収益	274,375	
貸出金利	272,089	
有価証券利息配当	2,214	
買現先利	8	
預け金利息	62	
役員取引等収益	656	
その他の役員収益	656	
その他の業務収益	378	
外国為替売買益	378	
その他の経常収益	357	
投資損失引当金戻入	281	
その他の経常収益	75	
経常費用	218,917	79.38
資金調達費用	173,848	
債券利息	740	
債券発行差金償却	5	
借入金利息	173,103	
役員取引等費用	1,459	
その他の役員費用	1,459	
その他の業務費用	1	
その他の業務費用	1	
営業経常費用	9,717	
その他経常費用	33,890	
貸倒引当金繰入額	4,815	
株式等償却	29,049	
その他の経常費用	25	
経常利益	56,850	20.62
特別利益	313	0.11
動産不動産処分益	313	
特別損失	2,332	0.85
動産不動産処分損失	120	
その他の特別損失	2,211	
当期純利益	54,831	19.88
前期繰越損失	328,507	
当期未処理損失	273,676	

海外経済協力勘定損失処理計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	第2期 自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日
		金 額
当 期 未 処 理 損 失		273,676
海 外 経 済 協 力 勘 定 積 立 金 繰 入 額		56,694
次 期 繰 越 損 失		330,370

(注) 当行は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行います。

従って、次期繰越損失は、当期末処理損失に、国際協力銀行関係法令に定める利益処分を加えたものとなっております。

海外経済協力勘定キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別
	第2期 自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日
・ 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	54,831
減価償却費	394
貸倒引当金の増加額	4,815
投資損失引当金の増加額	281
退職給与引当金の増加額	3,451
退職給付引当金の増加額	5,902
資金運用収益	274,375
資金調達費用	173,848
有価証券関連損益()	29,049
為替差損益()	381
動産不動産処分損益()	192
貸出金の純増()減	413,459
借入金の純増減()	7,925
預け金(現金同等物を除く)の純増()減	25,231
資金運用による収入	270,841
資金調達による支出()	172,579
その他	259
営業活動によるキャッシュ・フロー	307,472
・ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	429
動産不動産の取得による支出	1,341
動産不動産の売却による収入	321
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,450
・ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
政府出資の受入れによる収入	306,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	306,300
・ 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
・ 現金及び現金同等物の増減額	2,622
・ 現金及び現金同等物の期首残高	4,613
・ 現金及び現金同等物の期末残高	1,991

重要な会計方針

	第2期 (自平成12年4月1日 至平成13年3月31日)
1. 勘定の区分および会計処理の方法	<p>当行の勘定は、国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第41条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の2つに区分経理している。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上している。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法によっています。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引はありません。</p>
4. 固定資産の減価償却方法	<p>(1) 動産不動産</p> <p>当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">建物：38年～50年</p> <p style="padding-left: 40px;">動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア</p> <p>自社使用のソフトウェアについては、一般的な利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>
5. 繰延資産の処理方法	<p>債券発行差金は債券の償還期限までの期間に対応し償却しております。</p>
6. 外貨建資産・負債の換算基準	<p>当行の外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

第 2 期 (自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日)	
7. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込み額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込み額及び保証による回収可能見込み額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 105 百万円です。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>時価のない有価証券およびその他の資産（出資にかかるもの）に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>当行は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下の通りであります。</p> <p>数理計算上の差異：発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異(2,211 百万円)については、当年度に一括して費用処理しております。また、退職給付引当金は、役員に係る引当金が含まれております。</p>
8. 消費税等の会計処理	当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。

(追加情報)

第 2 期 (自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日)	
1. 外貨建取引等会計基準	当行は、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成 12 年 4 月 10 日)に基づき、「新外為経理基準」を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第2期

(平成13年3月31日)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は該当する債権はありません。
なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。
2. 貸出金のうち、延滞債権額は379,981百万円であります。
なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は30,621百万円であります。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,020百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は412,622百万円であります。
なお、上記1.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

第 2 期

(平成 13 年 3 月 31 日)

6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。こうした支援の中で、債務国は、IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくため、原則として、当該債権額については、上記 1. から 5. に掲げた債権額から除外しています。なお、本行の外国政府等に対する債権のうち、平成 12 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、732,298 百万円となっています。

また、世銀・IMF により重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries (HIPC)）と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置（HIPC イニシアティブ）の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関（IMF、世銀等）により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。したがって、本行は、HIPC イニシアティブ適格国向け債権（平成 12 年度末時点の元本残高は、721,598 百万円）について、原則として、国際機関との間での経済改革プログラム等の合意及びパリクラブでの HIPC イニシアティブ適用にかかる合意が完了している国を要注意先、それ以外の国を破綻懸念先に区分した上で、上記 1. から 5. に掲げた定義に基づいて債権額の開示を行っています。なお、我が国としては、HIPC イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力（円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの）の拡充により対処することとしているため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、本行に対する債務返済は確保されることとなります。

7. 担保に供している資産はありません。

8. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 4,567,289 百万円であります。

9. 動産不動産の減価償却累計額

3,761 百万円

10. その他の剰余金について

当行は国際協力銀行法第 44 条により、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。

(損益計算書関係)

第 2 期 (自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日)	
1.	その他の特別損失は、当期から退職給付会計を適用したことに伴い、当期首において発生した退職給付債務積立不足額(会計基準変更時差異にかかるもの)を一括償却したことによる費用処理額 2,211 百万円であります。

(キャッシュフロー計算書関係)

第 2 期 (自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日)	
1.	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
	平成 13 年 3 月 31 日現在
	現金預け金勘定 67,225 百万円
	当座預け金(日銀を除く)・普通預け金・定期性預け金・譲渡性預け金 65,234 百万円
	現金及び現金同等物 <u>1,991 百万円</u>

(リース取引関係)

第 2 期 (自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日)			
1.	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当ありません		
2.	オペレーティングリース料		
	・未経過リース料		
	1 年内	1 年超	合計
	<u>2 1 百万円</u>	<u>1 0 百万円</u>	<u>3 2 百万円</u>

(有価証券関係)

当会計年度末

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等も含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの
該当ありません。
4. 当会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。
5. 当会計年度中に売却したその他有価証券
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(金額単位：百万円)

	当会計年度末
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	180,671
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	119,894
非上場外国株式	2,099
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	58,000
その他の非上場外国証券	677

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額

(金額単位：百万円)

種類	当会計期間末(平成13年3月31日現在)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-
社債	-	-	-	-
その他	58,000	-	-	-
合計	58,000	-	-	-

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引は行っておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位：百万円)

区分		当会計年度 (平成13年3月31日現在)
退職給付債務	(A)	7,663
年金資産	(B)	1,761
未積立退職給付債務	(C)=(A)+(B)	5,902
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	-
未認識数理計算上の差異	(E)	-
未認識過去勤務債務	(F)	-
貸借対照表計上額純額	(G)=(C)+(D)+(E)+(F)	5,902
前払年金費用	(H)	-
退職給付引当金	(G) (H)	5,902

(注) 1. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位：百万円)

区分		当会計年度 (平成13年3月31日現在)
勤務費用		397
利息費用		186
期待運用収益		74
過去勤務債務の費用処理額		-
数理計算上の差異の費用処理額		252
会計基準変更時差異の費用処理額		2,211
その他(臨時に支払った割増退職金等)		-
退職給付費用		2,974

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	当会計年度 (平成13年3月31日現在)
(1) 割引率	2.5%
(2) 期待運用収益率	4.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	当会計年度に一括償却

(関連当事者との取引)

第2期(自平成12年4月1日 至平成13年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

海外経済協力勘定附属明細表
第2期(自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)

1. 有形固定資産等明細表

(金額単位:百万円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額又は償却累計額		差引期末残高	摘要
						当期償却額		
有形固定資産	土地			3,016			3,016	
	建物			6,739	3,098	241	3,641	
	動産			1,312	663	142	649	
	建設仮払金			155			155	
	計			11,225	3,761	384	7,463	
無形固定資産	権利金等							
	ソフトウェア			139	10	10	128	
	保証金			341			341	
	計			481	10	10	470	
繰延資産	債券発行差金	50		50	22	5	27	
	債券発行費							
	計	50		50	22	5	27	

- (注) 1. ()内は為替換算差額であります。
2. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表の「土地建物動産」に計上しております。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 債券明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率	担保	償還期限	摘要
政府保証第8、 9回海外経済協 力基金債券	平成7年12月 ～平成8年11 月	百万円 25,000	百万円 25,000	% 2.9～3.9	なし	平成17年12月～ 平成18年11月	
合計							

- (注) 1. 「前期末残高」および「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
 2. 「当期末残高」の欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
 3. 決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

(金額単位:百万円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
0	0	0	0	15,000

3. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借入金	4,791,238	4,783,312	3.40		
資金運用部借入金	4,630,408	4,628,958	3.42	平成13年5月～	
簡易生命保険借入金	160,830	154,354	2.82	平成27年12月	

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
 2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	506,082	522,113	540,310	524,811	476,793

4. 資本金等明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金					
海外経済協力勘定資本金	5,694,444	306,300		6,000,744	(注) 1
積立金					
海外経済協力勘定積立金	90,798	34,803		125,602	(注) 2

- (注) 1. 当期増加額は、政府一般会計からの出資によるものであります。
 2. 当期増加額は、国際協力銀行法第44条第2項の規定に基づき積み立てたものであります。

5. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	267,092	273,633		267,092	273,633	
	個別貸倒引当金	59,093	57,367		59,093	57,367	
	うち非居住者向け債権	59,093	57,367		59,093	57,367	
	特定海外債権引当勘定						
投資損失引当金		2,002	1,721		2,002	1,721	
計		328,188	332,722		328,188	332,722	

(2) 主な資産及び負債の内容

第2期末(平成13年3月31日現在)の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

資産の部

預 け 金	日本銀行への預け金 1,984 百万円及び他の銀行への預け金 65,279 百万円であります。
未 収 収 益	未収貸付金利息 88,682 百万円その他であります。
その他の資産	仮払金 97 百万円であります。

負債の部

未 払 費 用	未払借入金利息 17,474 百万円、未払債券利息 22 百万円その他であります。
その他の負債	仮受金 1,032 百万円その他であります。

(3) その他

該当ありません。